

蟹田川漁業協同組合内共第19号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、蟹田川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第19号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、やまめ、こい、いわな及びうぐいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は竿釣りによる遊漁の場合には口頭でしなければならない。

3 組合は第1項の規定による申請があったときは、竿釣りによる遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により、組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 当該漁業権の対象となっている水産動植物を採捕する場合は、まき餌を使用してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁はそれぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	7月 1日から12月31日まで
やまめ	4月 1日から 9月30日まで
こ い	1月 1日から12月31日まで
い わ な	4月 1日から 9月30日まで
う ぐ い	1月 1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、やまめについては、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
蟹田川河口から桂淵神社まで	4月1日から5月31日まで

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ	15cm
こ い	15cm
い わ な	15cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、第1号の場合に置いて、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同表に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、100円を加算した額

とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、 やまめ、 こい、 いわな、 うぐい	竿釣	1日400円、1年3,000円

2 遊漁料は次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において、漁場監視員に納付することができる。

- (1) 工藤釣具店 (東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師宮本 3番地1)
- (2) 佐々木釣具店 (東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師宮本13番地1)
- (3) 笹木商店 (東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元94番地3)

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
 - (2) 承認期間
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具・漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) その他参考となるべき事項
 - (9) 発行者名
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第9条 この漁場区内において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び前条の規定にかかわらず、あらかじめ次の表の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について青森県内水面漁業協同組合連合会(以下「漁連」という。)の承認を受けなければならない。

遊漁承認証別	魚種	漁具・漁法	遊漁料(1年)
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます ひめます(蔦沼のみ)、うぐい こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます ひめます(蔦沼のみ)、うぐい こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所又は漁連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

- (1) 青森県内水面漁業協同組合連合会(青森市安方一丁目1番32号)

3 前項の遊漁承認証に記載する事項は前条第1項に準ずるものとする。

(遊漁に際して守るべき事項)

第10条 遊漁者は遊漁をする場合は遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底を、かくはんしてはならない。
蟹田川河口から桂淵神社に至る区域。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。
- 6 ブラックバス、及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。